

- 1 指定番号 第14号
 2 指定年月日 平成19年8月20日
 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井三丁目2551-15の一部、2554-1の一部、2556の一部、2557-1の一部、2557-3の一部、2558-1の一部
 4 幅員及び延長 幅員 4.20m
 延長 48.01m

広島市告示（安佐南区）第130号
 平成19年8月20日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第131号
 平成19年8月21日

平成19年第2回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

招集日時 平成19年9月5日（水）午後2時
 招集場所 佐東公民館 2階第3研修室

広島市告示（安佐南区）第132号
 平成19年8月21日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、8月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第133号
 平成19年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第134号

平成19年8月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成19年8月23日から同年9月6日まで広島市安佐南区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	(メートル)幅員	(メートル)延長
市道	安佐南1区263号線	広島市安佐南区川内四丁目4番地13地先から	旧	2.80	12.50
		広島市安佐南区川内四丁目4番地13地先まで	新	4.90	12.50
市道	安佐南1区331号線	広島市安佐南区川内一丁目1293番地1地先から	旧	1.80 ～ 5.00	77.20
		広島市安佐南区川内一丁目1279番地1地先まで	新	3.00 ～ 8.60	77.20

広島市告示（安佐南区）第135号

平成19年8月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成19年8月23日から同年9月6日まで広島市安佐南区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区263号線	広島市安佐南区川内四丁目4番地13地先から 広島市安佐南区川内四丁目4番地13地先まで	平成 年 月 日
市道	安佐南1区331号線	広島市安佐南区川内一丁目1293番地1地先から 広島市安佐南区川内一丁目1279番地1地先まで	平成 年 月 日

広島市告示（安佐南区）第136号

平成19年8月28日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、8月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第137号

平成19年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第138号

平成19年8月28日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第139号

平成19年8月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおりに指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 1 指定番号   | 第15号                                       |
| 2 指定年月日  | 平成19年8月31日                                 |
| 3 道路の位置  | 広島市安佐南区緑井七丁目1880番2の一部、1882番1の一部、1880番2地先水路 |
| 4 幅員及び延長 | 幅員 5.00m～6.20m<br>延長 51.70m                |

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第85号

平成19年8月2日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

安佐北区役所安佐出張所

主 任	小 川 明 夫	主 査	屋野丸 幸 子
主 査	鹿 渡 正	主 事	河 原 真 二
嘱託員	中 川 俊 雄	嘱託員	平 谷 葉 子
嘱託員	力 石 順 子	嘱託員	山 本 英 津 子
嘱託員	宮 本 江 理 子	嘱託員	齋 藤 す み 枝
嘱託員	松 本 洋 子		

2 委任させた事務

市民交通傷害保障事業保険料の収納

3 委任年月日

平成19年8月1日

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第86号

平成19年8月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体として、下記のとおりに認可しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

1 名 称

南原自治会

2 規約に定める目的

この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

3 区 域

広島市安佐北区可部町大字南原2番地4から817番地まで、（但し、41番地11から43番地17を除く）

広島市安佐北区可部町大字上町屋868番地6から1779番地5までの区域

4 事務所

広島市安佐北区可部町大字南原526番地6

5 代表者の氏名、住所

野上 認

広島市安佐北区可部町大字南原526番地6

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 解散事由

無

9 認可年月日

平成19年8月8日

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第87号

平成19年8月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第5号
 2 指定年月日 平成19年8月17日
 3 道路の位置 広島市安佐北区可部東二丁目859番地の一部
 4 幅員及び延長 幅員 4.1メートル
 延長 14.58メートル

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第88号

平成19年8月20日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 解除を受けた区分任出納員  
 安佐北区役所市民部市民課 嘱託員 生 田 利 和  
 2 解除させた事務  
 広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納  
 3 解除年月日  
 平成19年7月31日

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第89号

平成19年8月27日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成5年2月2日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した吹屋町内会（代表者 壹貫田 誠）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 変更があった事項
 事務所及び代表者の氏名住所
 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部三丁目25番11号	広島市安佐北区可部三丁目31番8号
代表者	壹貫田 誠	吉見 良一

の氏名 住 所	広島市安佐北区可部三丁目25番11号	広島市安佐北区可部三丁目31番8号
------------	--------------------	-------------------

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第90号

平成19年8月27日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成11年3月30日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桐山自治会（代表者 谷口 貞夫）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 変更があった事項  
 事務所及び代表者の氏名住所  
 2 変更の内容

|               | 旧                              | 新                             |
|---------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 事務所           | 広島市安佐北区可部町大字桐原176番地16          | 広島市安佐北区可部町大字桐原186番地7          |
| 代表者の氏名<br>住 所 | 谷口 貞夫<br>広島市安佐北区可部町大字桐原176番地16 | 池田 道信<br>広島市安佐北区可部町大字桐原186番地7 |

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第91号

平成19年8月27日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成11年3月30日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桐山自治会（代表者 池田 道信）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 変更があった事項
 事務所及び代表者の氏名住所
 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部町大字桐原186番地7	広島市安佐北区可部町大字桐原174番地4
代表者の氏名 住 所	池田 道信 広島市安佐北区可部町大字桐原186番地7	児玉 満雄 広島市安佐北区可部町大字桐原174番地4

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第92号

平成19年8月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において

て一般縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成19年8月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区可部六丁目1397番1の全部、1398番1の一部、1398番3の一部、1399番1の一部、1399番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.2～6.2メートル  
延長 49.35メートル

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第93号

平成19年8月28日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年12月22日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した新宮自治会（代表者 平元 一幸）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 変更があった事項
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	平元 一幸 広島市安佐北区白木町大字井原1630番地の2	大久保 伸郎 広島市安佐北区白木町大字井原1361番地の1

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第94号

平成19年8月28日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年12月22日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した新宮自治会（代表者 大久保 伸郎）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                                | 新                               |
|----------|----------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名住所 | 大久保 伸郎<br>広島市安佐北区白木町大字井原1361番地の1 | 島津 敏治<br>広島市安佐北区白木町大字井原1418番地の5 |

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第95号

平成19年8月29日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 平成19年8月29日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区亀山一丁目831-5, 831-8, 831-6の一部, 831-8地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 6.12メートル
6.40
延長 31.95メートル

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第96号

平成19年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第97号

平成19年8月30日

狩留家駅及び可部駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成19年8月29日に広島市西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

~~~~~

広島市告示（安芸区）第59号

平成19年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~

広島市告示（安芸区）第60号

平成19年8月2日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1 か月間保管した後、申し出のない車両については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（安芸区）第 6 1 号

平成 1 9 年 8 月 2 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（安芸区）第 6 2 号

平成 1 9 年 8 月 2 1 日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8 月 2 0 日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1 か月間保管した後、申し出のない車両については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（安芸区）第 6 3 号

平成 1 9 年 8 月 2 1 日

次の法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成 1 9 年 8 月 2 1 日から同年 9 月 3 日まで、広島市安芸区農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	路線名	所 在	区間（起点・終点）
里道	安 芸 1 区 2 6 5 9 号	中野東三丁目	中野東三丁目 5 6 6 5 番地先から 中野東三丁目 5 6 6 7 番地先まで

広島市告示（安芸区）第 6 4 号

平成 1 9 年 8 月 2 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（安芸区）第 6 5 号

平成 1 9 年 8 月 2 3 日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8 月 2 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1 か月間保管した後、申し出のない車両については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（安芸区）第 6 6 号

平成 1 9 年 8 月 2 3 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 5 4 年 1 2 月 2 1 日条例第 6 5 号）第 1 7 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第 6 7 号

平成 1 9 年 8 月 3 0 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 指定番号 | 第 4 号 |
| 2 指定年月日 | 平成 1 9 年 8 月 3 0 日 |
| 3 道路の位置 | 広島市安芸区畑賀町字下為角 4 0 8 2 番 2 |
| 4 幅員 | 4 . 2 メートル |
| 5 延長 | 2 9 . 0 メートル |

広島市告示（佐伯区）第 1 1 7 号

平成 1 9 年 8 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 1 8 号

平成19年8月10日

平成19年8月8日付けで、大和ハウス工業株式会社広島支店（支配人 土谷 勝）から建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定に基づき公告するとともに、この協定書を次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 建築協定名称

「フローラルアベニュー海老園建築協定」

2 建築協定区域

広島市佐伯区海老園三丁目1042番58から1042番101まで44筆

3 縦覧期間

平成19年8月10日から平成19年8月29日

4 縦覧場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所農林建設部建築課

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第119号

平成19年8月10日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行ないます。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 開催日時

平成19年9月3日 午後1時30分

## 2 開催場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

佐伯区役所 6階 会議室 603号

広島市佐伯区海老園三丁目1042番58から1042番101まで44筆

## 3 申請者住所氏名

広島市西区草津新町二丁目21番69-11号

大和ハウス工業株式会社 広島支店 支配人 土谷 勝

## 4 建築協定区域

広島市佐伯区海老園三丁目1042番58から1042番101まで44筆

## 5 理由

4に掲げる区域内において、建築協定を締結するため。  
~~~~~

広島市告示（佐伯区）第120号

平成19年8月14日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略
~~~~~

広島市告示（佐伯区）第121号

平成19年8月17日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、平成19年8月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略  
~~~~~

広島市告示（佐伯区）第122号

平成19年8月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略
~~~~~

広島市告示（佐伯区）第123号

平成19年8月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略  
~~~~~

広島市告示（佐伯区）第124号

平成19年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略
~~~~~

広島市告示（佐伯区）第125号

平成19年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。